

東京農工大学外国人留学生特待生制度に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (授業料の納付) 第8条 学長は、前条の規定により特待生の認定を取り消された者に対して、認定取消以後の授業料の納付を求めるものとする。 2 前項の規定による授業料の納付については、東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程第8条第3項の規定を準用する。</p>	<p>本則 (授業料の納付) 第8条 (略) 2 前項の規定による授業料の納付については、東京農工大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程第8条第2項及び第42条第3項の規定を準用する。</p>	

附 則 (教規程第59号)

この規程は、平成27年7月27日から施行する。